

## まちづくり団体に対する活動資金助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活環境の改善、都市機能の更新又は土地の合理的で健全な利用を図ろうとするまちづくり団体（以下「団体」という。）に対して経費を助成することにより、市民による自主的なまちづくり活動を促進することを目的とする。

### (助成対象団体)

第2条 助成対象とする団体は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、市長が助成する必要があると認めるものでなければならない。

- (1) 地区住民（土地所有者、建物所有者、その他の権利を有する者を含む。以下同じ。）自らが住環境を整備する計画を作成し、又は住民の総意によるまちづくりの構想、事業手法等を調査、研究しようとしていること。
- (2) 主として一体的に区域が形成されている地区住民により構成され、規約等が整備されていること。
- (3) 当該団体の活動内容、活動の成果および高砂市が当該団体に提供した情報等がその地区住民に周知徹底できる機構を備えていること。
- (4) 当該団体の活動が、関係法令に適合し、かつ、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（高砂市都市計画マスターplan 平成23年高砂市告示第45号）と整合していること。
- (5) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が当該団体を運営する役員に含まれない団体であること。

2 次条の規定により助成金が交付される団体は、交付される助成金以外にも活動に要する経費を、自主的に確保するよう努めるものとする。

### (助成金)

第3条 市長は、次に掲げる経費について、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) まちづくり基本構想の作成、事業手法等の調査・研究、事業計画の作成に要する経費
  - (2) 広報誌、パンフレット等の作成、会場使用料、視察経費、資料作成等に要する経費
  - (3) 講演会、研修会の開催に伴う会場使用料及び講師謝礼
  - (4) 事務連絡等通信又は運搬に要する経費
  - (5) その他市長が必要と認める経費
- 2 前項の規定による助成金の額は、前項各号の経費の合計額以内で、かつ年額60万円を限度とする。
- 3 助成金の額に余剰金が生じた場合は、毎年度末にこれを精算するものとする。

### (助成金の交付)

第4条 助成金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。